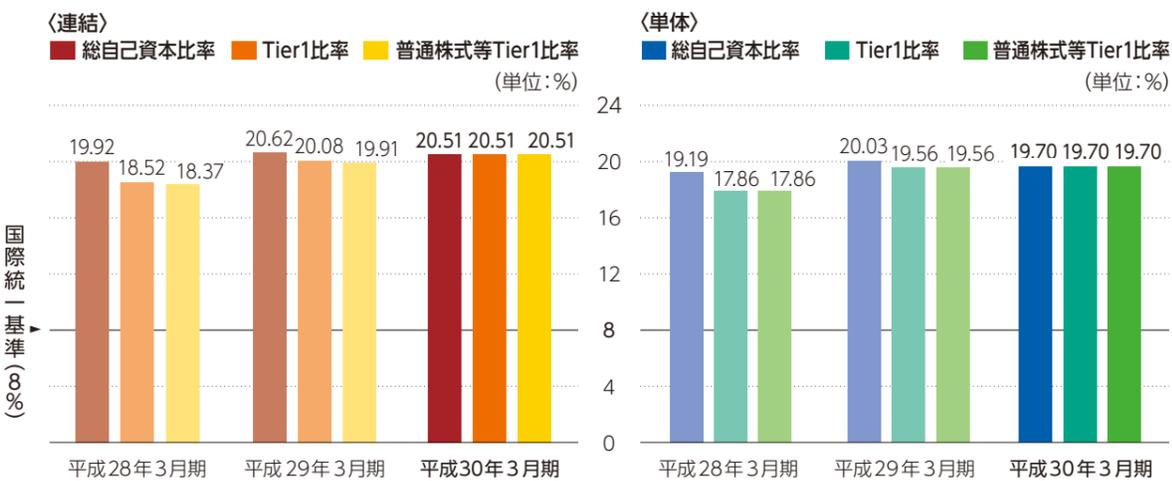


経営の健全性

◆ 自己資本比率(国際統一基準)の状況

バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制(国際統一基準)では、総自己資本比率が8%以上必要とされています。当行の総自己資本比率(平成30年3月期)は、連結で20.51%、単体で19.70%となり、規制水準である8%を大きく上回っています。

なお、信用リスク・アセットについては「基礎的内部格付手法」を、オペレーショナル・リスク相当額については「粗利益配分手法」を用いて算出しています。



総自己資本比率
資産に対する自己資本(純資産)の割合。金融機関の健全性を測る指標として用いられ、一定の水準をクリアすることが義務づけられています。海外に店舗を有する銀行は、国際統一基準による自己資本比率規制(バーゼルⅢ基準)で8%以上が必要とされています(Tier1比率は6%以上、普通株式等Tier1比率は4.5%以上必要)。総自己資本比率は右記の算式により算出しています。

Tier1資本の額
資本金・内部留保等から構成される資本

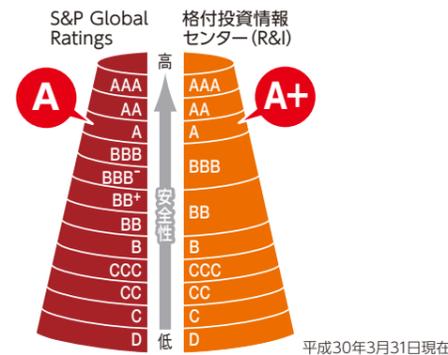
Tier2資本の額
劣後債・劣後ローン等から構成される資本

Tier1資本の額(普通株式等Tier1資本の額+その他Tier1資本の額)+Tier2資本の額
信用リスク・アセットの額(注1)の合計+オペレーショナル・リスク相当額(注2)の合計を8%で除して得た額
(注1) リスクの度合いに応じて調整した総資産の金額
(注2) 粗利益を業務区分に区分けし、それぞれに掛目(リスク・ウェイト)を掛けた額

◆ 格付

「格付」とは、企業などが発行する債券や銀行預金の元金・利息支払いの安全性を、第三者の格付機関が評価し、簡素な記号で表したものです。企業の安全性を客観的に評価した指標として、広く知られています。

当行は長期格付について、S&P Global Ratings から「A」を、格付投資情報センター(R&I)から「A+」の格付を取得しており、当行に対する高い評価を示しています。



◆ 不良債権処理への取組み

不良債権への備えとしては、自己査定結果に基づき、回収の可能性及び価値の毀損の度合いに応じた適正かつ十分な引当金の計上を行っています。

一方、経営に課題を抱えるお客さまに対しては経営改善の支援を行っており、引続き全力を挙げて取り組んでいきます。

平成30年3月期のリスク管理債権及び金融再生法開示債権につきましては以下のとおりです。

なお、部分直接償却は実施していません。

自己査定と債務者区分
資産の自己査定とは、金融機関が自らの資産について個々に検討・分析し、資産価値の毀損や回収の危険性の程度に従って分類・区分することです。貸出金をはじめとする資産を、その信用力に応じて、「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つに区分しています。なお、「要注意先」の中で、貸出条件の緩和を行っている債権がある先などを「要管理先」として区分しています。

◆ 不良債権等の現状

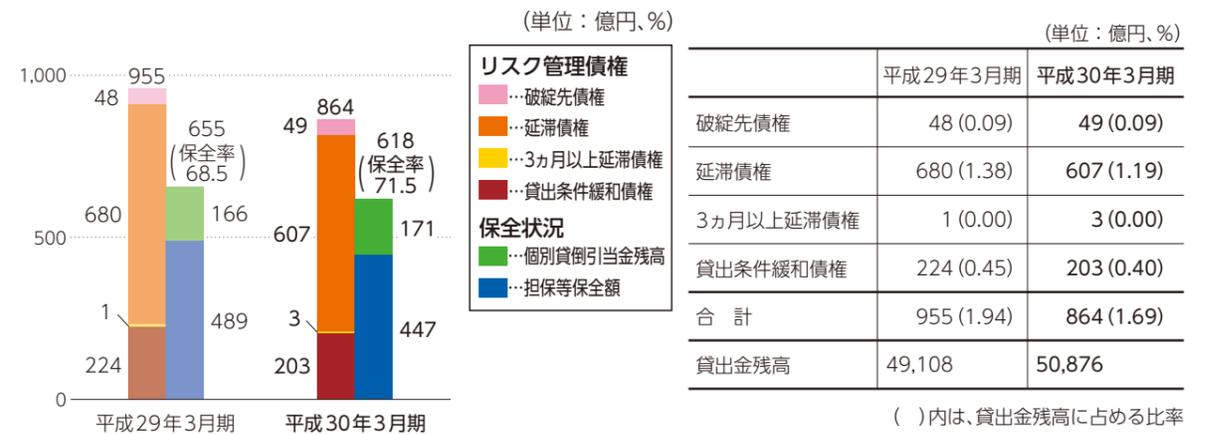
不良債権の開示には、「銀行法に基づくリスク管理債権」と「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権(以下、金融再生法開示債権)」とがあり、開示額はそれぞれ以下のとおりとなっています。

なお、リスク管理債権は、貸出金のみを対象としているのに対して、金融再生法開示債権は、要管理債権を除き、貸出金のほか、支払承諾見返・外国為替・未収利息・仮払金などを含んでいるため、リスク管理債権より金融再生法開示債権のほうが金額が大きくなります。

リスク管理債権

リスク管理債権については、自己査定における破綻先の貸出金を「破綻先債権」、実質破綻先・破綻懸念先の貸出金を「延滞債権」、要注意先の貸出金のうち3ヵ月以上延滞している貸出金を「3ヵ月以上延滞債権」、また、金利の減免や元本の返済猶予など取引先に有利となる取決めを行った貸出金を「貸出条件緩和債権」として開示しています。

平成30年3月期のリスク管理債権額は、対前年度末91億円減少し、864億円となっています。

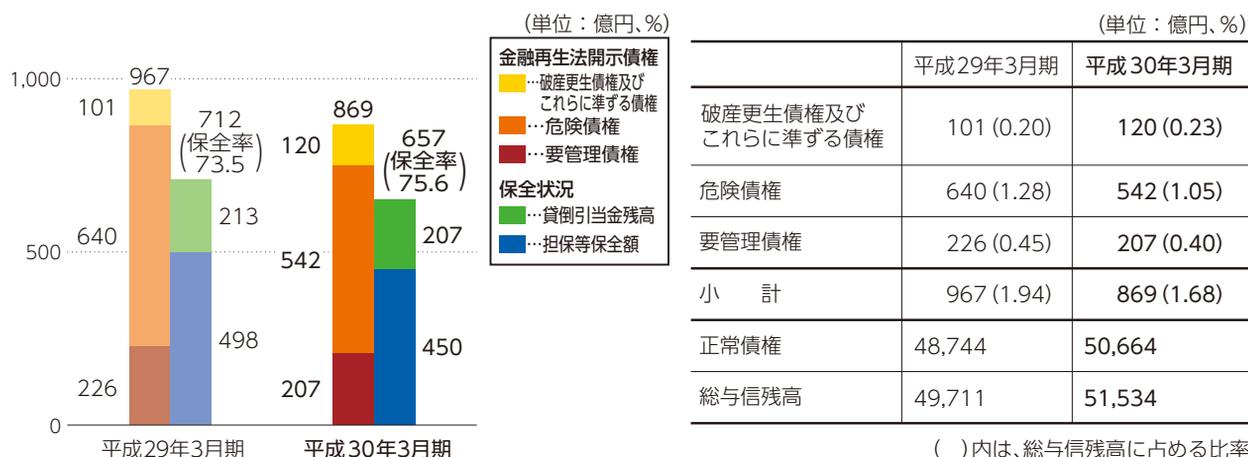


(注) 上記の開示額は、差入れられた担保などによる回収を考慮していませんので、当行の将来の損失をそのまま表すものではありません。

金融再生法開示債権

金融再生法開示債権は、自己査定破綻先・実質破綻先の債権を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、破綻懸念先の債権を「危険債権」、要注意先の債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」を「要管理債権」として開示しています。

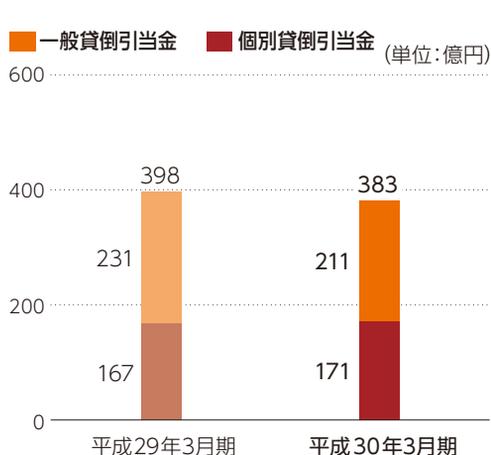
平成30年3月期の開示債権額は、対前年度末97億円減少し、869億円となっています。



(注) 1. 貸倒引当金のうち要管理債権の引当金については、要管理先の引当金を、要管理先債権に対する要管理債権の割合で按分し計上しています。
2. 上記の開示額は、差入れられた担保などによる回収を考慮していませんので、当行の将来の損失をそのまま表すものではありません。

用語解説	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産・会社更生・民事再生などにより経営破綻に陥っている与信先に対する債権及びこれらに準ずる債権	要管理債権 ・ 3ヵ月以上延滞債権 元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出債権 ・ 貸出条件緩和債権 与信先の経営再建又は支援を行うことを目的として、金利の減免、元本の返済猶予、債権放棄など、与信先に有利な取決めを行った貸出債権
	危険債権 経営破綻の状態には至っていないが、財政状態や経営成績が悪化し、契約に従った元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い与信先に対する債権	

貸倒引当金の状況



引当基準

ア. 一般貸倒引当金

債務者区分	引当基準
正常先	過去の倒産確率に基づき、今後1年間の予想損失額を引当。
要注意先(要管理先を含む)	過去の倒産確率に基づき、債権の平均残存期間に対応する期間の予想損失額を引当(要管理先の引当期間の下限は3年)。なお、要注意先のうち、その他要注意先下位区分の非保全額100億円以上の先及び要管理先の非保全額100億円以上の先については、原則としてDCF法による予想損失額を引当。

イ. 個別貸倒引当金

債務者区分	引当基準
破綻懸念先	算定区分をⅢ分類額(注)がある先とⅢ分類額がない(ゼロ)先に区分し、Ⅲ分類額に対し、過去の倒産確率に基づく今後3年間の予想損失額を引当。(注)Ⅲ分類額=債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額 なお、Ⅲ分類額10億円以上の先及びⅢ分類10億円未満の先で一定の要件に該当する先については、CF法(Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収見込額を控除する方法)による予想損失額を引当。
実質破綻先 破綻先	債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の100%を引当。

(注) DCF法=将来キャッシュ・フローに基づき与信債権の現在価値を見積り、債権額との差額を引当てる方法